

中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

中 央 市

中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」(平成31年3月29日社援地発 0329 第10号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)に基づき、生活困窮世帯等の子どもに対し、学習支援等を実施することにより、子どもの学力向上を図るとともに、学習の支援を通じて社会性や協調性等を育み将来的な自立を図る一助とすること、様々な課題に応じた居場所の提供を行うこと、子どもとその世帯への包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進することを目的とする。

こうした事業の目的を踏まえて、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託

(2) 業務内容・履行場所

別紙 「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 予算額上限額

令和6年度 2,639,340円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和7年度 3,519,120円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和8年度 3,519,120円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※上記金額は、業務委託に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 税の滞納がない者であること。

5 参加申込方法

参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号）
- イ 企画提案書（様式第2号）
- ウ 企画提案参加資格に関する宣誓書（様式第3号）
- エ 法人の登記事項証明書（原本）（提出日において3か月以内に発行されたもの）
- オ 定款又はこれに代わるものの写し
- カ 直近の事業報告書及び収支決算書
- キ 直近の納税証明書（法人市民税、固定資産税、消費税及び地方税に係る未納がないことの証明）

(2) 提出部数

- ・企画提案書類 正本1部、副本14部、電子媒体1部
※A4ファイルに綴じること
- ・その他の書類 各1部

(3) 提出期限

- ・提出意思確認書類提出期限
令和6年6月6日（木） 午後5時まで（必着）
※(1)提出書類参照エ～キ 様式第1号及び様式第3号
- ・企画提案書類の提出期限
令和6年6月14日（金） 午後5時まで（必着）
※様式第2号及び添付書類

(4) 提出場所

〒409-3892
山梨県中央市白井阿原 301 番地 1
中央市 福祉部福祉課 社会福祉担当
TEL : 055-274-8544

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出する。なお、郵送の場合は提出期限内に到着したものに限り受け付けることとするため、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は、土日を除く午前9時から午後5時までとする。

(6) 留意事項

- ア 提案書は、1事業者について1提案とする。提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、市が補正を認めた場合、この限りではない。
- イ 提出された提案書等は返却しないものとする。

6 質問の受付・回答

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）の提出による

(2) 質問受付期間

令和6年5月23日（木）～令和6年5月31日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。

(4) 提出先

中央市 福祉部福祉課 社会福祉担当

TEL：055-274-8544

Mail：lg-fukushi@city.yamanashi-chuo.lg.jp

(5) 質問に対する回答

回答については、市ホームページへ6月3日（月）午後5時までに掲載を行う。

(6) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

7 参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を企画提案書類の提出期限までに「12連絡先」あてに提出すること。提出方法は「5参加申し込み方法（5）提出方法」と同様とする。既に提出された書類については、全て返却する。

8 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

提出された企画提案書の内容に基づき、中央市プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査する。審査項目、提案を求める内容については別表のとおりとする。なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

別 表

審査項目	審査基準	配点
業務実績	・他の自治体において、本事業に類似した業務を行った	5 点

	実績はあるか。	
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置する職員は生活困窮世帯等の自立支援・子どもの支援に対する知識、理解が充分にあるか。 ・人員体制及び業務分担等は、確実に業務が実施できる体制になっているか。 ・実施にあたって安全性の配慮がされているか。 	35 点
業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定める取り組み内容の実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。 ・学習意欲の向上、日々の充実に資する独自の工夫のある内容を提案しているか。 ・個々の対象者に応じた効果的な支援を実施できるか。 ・対象者世帯の状況に応じ、対象者及び保護者への生活相談含めた包括的な相談支援体制の構築が期待できるか。 	55 点
事業費の見積り	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の内容に対し、適切な費用の計上がされているか 	5 点

(2) 審査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。審査は、下記のとおり実施する。

ア 日時

令和6年6月21日（金） 午後1時30分から（予定）

イ 場所

中央市役所 防災対策室2（中央市白井阿原301番地1）

ウ 事業者の出席者

事業者プレゼンテーション審査への出席者は、1事業者につき3名以内とする。

(3) 審査実施方法

ア 事業者プレゼンテーション（20分以内）

プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用いて、その表記順に行うこと。パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合は、事業者がパソコンを持参すること。

※本市では、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンを用意する。インターネットへの接続が必要な場合は、事業者がインターネット環境を用意すること。

イ 質疑応答（概ね10分）

(4) 審査結果

審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、優先交渉権者については、選定後に市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申し立て等は受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

発注者と優先交渉権者は企画提案の内容に基づき、仕様書、価格等の協議を行い、仕様書等の契約内容を確定した後、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、契約に際しては改めて見積書を提出するものとする。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者との協議を行うものとする。契約の手続きは中央市財務規則（平成 18 年 2 月 20 日規則第 39 条）の規定に準じるものとする。

9 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は無効または失格とする。失格となった企画提案者は審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該企画提案者の審査結果を無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。また、候補者として不適格と認められる場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

10 その他

- (1) 参加申込や企画提案等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案資料については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年中央市条例第 18 号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで、提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年中央市条例第 18 号）を遵守すること。
- (5) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと、変更等を加える場合がある。

11 スケジュール

令和 6 年 5 月 23 日（木）	公告・公募開始
--------------------	---------

令和6年5月23日(木)～5月31日(金)	質問の受付期間
令和6年6月3日(月)午後5時まで	質問の回答期限
令和6年6月6日(木)午後5時まで	提出意思確認書類の提出期限
令和6年6月14日(金)午後5時まで	企画提案書類の提出期限
令和6年6月21日(金)午後1時30分から(予定)	事業者プレゼンテーション審査
令和6年6月24日(月)(予定)	審査結果通知・公表

1 2 連絡先

中央市 福祉部福祉課 社会福祉担当

〒409-3892

山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

T E L : 055-274-8544

F A X : 055-274-1125

M a i l : lg-fukushi@city.yamanashi-chuo.lg.jp